

180日を超える入院に係る療養について

当院では、通算で180日を越えて長期に入院される患者様について、厚生労働省の指導（2002年4月1日施行）により、通常の一部負担金とは別に特別料金をいただくこととなります。

なお、長期の入院でも特別料金の徴収対象とならない患者様もいらっしゃいますので、詳細については病棟師長・医事課にお問い合わせください。

◆特別料金は、1日あたり下記の金額となります。

※4階（東）病棟

1,655円（税込み）

※通算とは、他の医療機関（病院・診療所）に入院された期間と、当院に入院されている期間を合計した日数